

太宰府市部活動指導の方針



令和2年2月
太宰府市教育委員会

1 部活動指導の方針設定の趣旨について

部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ生徒の自主的、自発的な参加により、学校教育の一環として行われるものである。本市では、顧問の教職員（以下「部活動顧問。」）をはじめとした関係者の取組や指導のもと、各学校で多様な活動が行われている。それらの活動を通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養が図られるとともに、異年齢集団による協力的な活動を通して好ましい人間関係の形成等に資している。しかし、近年、一部の指導者による体罰や体罰につながりかねない不適切な指導、指導内容や指導方法に対する一部保護者による過剰な介入等が指摘されている。

そこで、太宰府市教育委員会では、指導者（部活動顧問及び外部指導者をいう。以下同じ。）や保護者、生徒が一体となって、部活動の本来の目的達成やより効果的な部活動のあり方等を模索するため、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や福岡県教育委員会の「福岡県運動部の在り方に関する指針」、また文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参酌し、部活動指導における配慮すべき基本的な事項や留意点を整理し、方針を示す。

2 学校教育における部活動の位置付け、意義、役割

(1) 部活動は学校教育の一環として行われるものである。

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示している。具体的には、中学校学習指導要領第1章総則と第2章第7節保健体育の中で、次のように規定している。

【中学校学習指導要領】

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

(2) 部活動は、各種技能等の向上のみならず、生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に意義を見いだすものである。

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能、感受力、探究力等に挑戦する中で、次のような意義や効果をもたらすものである。

- ・活動する喜びや楽しさを味わい、生涯学習の礎となる資質や能力を培う。
- ・各教科で身に付けた内容を充実・発展させたり、活用したりする機会となる。
- ・社会生活で求められる自主性、協調性、責任感、連帯感、達成感等を味わうことができる。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めたり、異年齢集団における人間関係づくりを学んだりすることができる。
- ・継続的な活動を通して、勝利を目指したり、技能の水準や記録に挑戦したりすることは極めて自然で、達成することによる自尊感情の高まりを促すことができる。

(3) 地域の特色を生かした実践や必要に応じた連携等を通して、生徒の自主的、自発的な活動の場の充実が期待できるものである。

生徒が取り組みたい活動や身に付けたい技能、目指すレベル等様々である。そのような生徒の多様なニーズを把握し、次に例示するような対応をすることが大切である。

- ・各部活動の活動内容や実施形態の工夫を行う。
- ・複数の部活動による合同練習や体力づくり等を体験させる。
- ・総合型地域スポーツクラブ等との連携を図る。
- ・地域人材の活用等、地域社会と連携し協働した取組を推進する。

3 部活動の適正な指導のために

(1) 校長の責務

部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられているのは確かである。しかしながら、学校教育の一環として、その管理のもとに行われるものであり、各活動の運営、指導が部活動顧問に任せきりとならないようにすることが大切である。そのため、以下に示す内容等については、校長の責務のもと適切な設定と対応をすることが望まれる。

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針と年間計画（中体連大会一覧表等）」を策定すること。また、活動方針や年間計画等について、学校のホームページ等を活用して公表するよう努めること。

イ 校長のリーダーシップのもと、学校教育の中で部活動の果たす意義や役割を踏まえ、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

ウ 学校の部活動に係る活動方針の作成とともに、学校内の専門的知見を有する職員の協力を得ながら、日常指導を通して、部活動顧問や生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に留意すること。

エ 部活動中における突然死や熱中症、事故等が発生している実態を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の対処法の確認、保護者や医療関係者等への連絡体制等を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成すること。

オ 運動部を中心に専門的な指導ができる教職員の減少の中で、外部指導者を活用して指導の充実を図ることは、部活動を活性化させる有効な手段である。その際、外部指導者を登録する際には、「太宰府市中学校部活動外部指導員派遣事業実施要綱」に則り、技術的側面のみならず教育的側面も兼ね備えた指導者であるかどうかを判断すること。

カ 生徒や教職員の数、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部・文化部を設置すること。

キ 各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者を積極的に活用すること。なお、外部指導者の任用に当たっては、「太宰府市中学校部活動外部指導員派遣事業実施要綱」に則って行うこととする。なお、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰及びハラスメント等は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関する研修を、太宰府市体育協会は、外部指導員に対し、任用前及び任用後の定期において行うこと。

ク 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の校務分掌や家庭状況、外部指導者の配置状況等を勘案し行うこと。

ケ 各部活動の活動内容の把握と指導に関して、毎月の活動計画及び活動実績について、「部活動許可願（事後報告を含む）」に基づく事前・事後の確認等により、各部活動の活動内容を把握すること。併せて、生徒の安全な活動状況や教職員の負担状況等を把握し、適宜、指導・是正を行うこと。

（２）指導者としての指導上の留意事項

平成２９年３月に告示された新しい中学校学習指導要領の総則に、部活動の位置付けや意義が次のように示されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。・・・以下、略

このように、学校教育における部活動の位置付けは教育課程外であり、生徒の自主的、自発的な参加による活動である。しかし、中学校においては、教育課程外の活動でありながらも、部活動の果たす役割と効果は、個々の生徒の自己成長や規則正しい生活規律の確立を促すものとして、その有用性は広く認知されている。また、家庭を中心とした地域生活の中での遊びや活動を通して学んでいた異年齢集団における人間関係づくりにも代わるものとして、絶好の機会ともなっている。しかし、価値観の多様化や少子化が進む中で、保護者を中心とした部活動指導のあり方に対する様々な意見があることも事実である。そこで、部活動の意義等を指導上の留意事項で再確認することが大切である。

- ア 個々の生徒の実態（体力、技術、気力、心構え等）を十分に把握し、適切で継続的な指導を通して、個々の生徒の伸びを実感させる。
- イ 部活動通信や練習計画表の配付、保護者会の定期的な開催等を通して、保護者との連携に努める。
- ウ 定期的な相談活動など、心理的側面のフォローを図りながら自尊感情を高めていく。
- エ 礼儀作法や振る舞い等を活動を通して指導するとともに、基本的生活習慣の必要性についても啓発していく。
- オ 教育課程内外の活動を問わず、一教師としての指導上の言動や振る舞い等の一貫性を堅持し、生徒や保護者との信頼関係を一層深める。特に、体罰や心理的攻撃等については、教育課程外である部活動についても生徒や保護者との信頼関係を著しく損なうものであるとの認識に立つこと。

（3）生徒理解に基づく指導

部活動指導の場において、体罰根絶へ向けた取組を徹底する必要がある。また、指導者の独善的な指導に陥らないよう、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ目標や活動内容を検討するような実践も大切である。

- ア 殴る、蹴る、投げる等の暴力的体罰は許されない。また、長時間にわたる正座、水分補給をさせない長時間の活動、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等と判断される言動や態度も、体罰等の許されない指導である。
- イ 厳しい指導として正当化することや信頼関係があるので許される、という風潮や認識は、決して認められるものではない。
- ウ 勝利を目指したり技能の水準や記録に挑戦したりすることは自然なことであるが、勝利することだけを求め、無闇に過重練習を強いることは、好ましくない。
- エ 異年齢集団における上級生と下級生等の適切な人間関係のあり方や連帯感や責任感等を育成することは大切である。しかし、連帯感や責任感と称して、部活動以外で生じた個々の生徒指導上の問題を個人の責任として問うのみならず、部全員の責任であるかのような歪んだ連帯感の指導に陥らないよう留意する必要がある。

（4）生徒の安全確保

各学校においては、活動中における突然死、頭頸部の事故、熱中症の発生等、怪我や事故の未然防止とともに、安全確保に向けた体制づくりが求められる。特に、生徒自身が、自らの限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを鑑み、生徒自らが危険を予測し、危険を回避するなどの能力の育成に努めるとともに、計画的な活動や個々の生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握した無理のない練習設定等が求められる。

- ア 部活動顧問は、生徒の練習に立ち会い直接指導に当たることが求められるが、やむを得ず練習に立ち会えない場合においては、他の部活動顧問と連携・協力したり、事前に生徒との練習内容の打合せを行ったり等、安全配慮に努めること。
- イ 部活動顧問は、施設設備や用具等の点検や適切な使用の確認を行うとともに、生徒に対して使用方法や危険性を十分に指導するなど危険回避能力の育成に努めること。

- ウ 近年の夏季における気温の上昇傾向に伴い、活動環境の的確な把握、適切な休憩時間及び水分補給の設定等を行うこと。
- エ 生徒の発達の段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。
- オ 練習場所を複数の部活動が同時に使用する場合は、危険回避を呼びかけたり、練習内容に応じて活動時間を変更したりする等、安全対策に努めること。
- カ 練習試合や大会引率については、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行うこと。
- キ 部活動顧問が自家用車等に生徒を同乗させて引率することは、認められない。
- ク 事故が発生したときは、危機管理マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(5) 年間を通じた計画的活動

生徒が、部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要である。

ア 年間を試合期（実戦）、充実期（基礎基本）、休息期（年末年始・お盆・オフシーズン）等に分けたプログラムを計画的に立案すること。

(例)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試合期	試合期	試合期	試合期	休息期 充実期	試合期	試合期	試合期	充実期 休息期	休息期 充実期	充実期	充実期

- イ 活動計画の策定にあたっては、活動目標、指導方針、計画、指導内容や指導方法等を明確にすること。
- ウ 部活動顧問自らが精神的・肉体的疲労を蓄積することなく、また生徒や保護者の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選するとともに、効率的で効果的な練習方法等を検討し導入すること。
- エ 運動部活動の指導内容や方法は、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学、コーチング技術やマネジメント等をベースにすること。

(6) 生徒の心身の健全育成への配慮

生徒が部活動に熱心に取り組み、自己の伸びや成長を実感したり、集団性や社会性を学んだりすることは価値あるものである。その一方、全人格的な成長を促す場を提供する学校教育の中において、学習が疎かになったり、部活動の取組で疲れて授業に集中できなかつたりする状態は避けるべきである。また、生徒が家庭で過ごす時間を保障するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点も踏まえることが肝要である。そこで、部活動における休養日及び活動時間については、原則として県が示している基準に沿うものとする。

(県が示している基準)

- ◇ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- ◇ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、所属部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ◇ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ア 家族で過ごす時間や家庭学習等に取り組める時間確保のため、休業日は3時間程度を目処に練習時間を設定するものの、競技種目によっては、過度な活動超過に陥らないことを前提として、大会規定や試合日程、実施時期（試合期等）、練習場所や使用施設の状況等を踏まえた適切な時間設定を可とする。

イ 練習試合や大会出場等で活動が長時間になる場合があるため、日頃から保護者の理解を得られるよう連携に努め、保護者会の同意を得ておくこと。

ウ 成長期にある生徒のスポーツ傷害や事故を防ぐために、週末に部活動を実施した場合は、週2日以上 of 休養日を設定すること。

エ 生徒の心身の発達段階や体力差等を考慮し、練習内容・方法・時間等について、学年間や個人間で軽重を付けるなどの工夫を行うこと。

オ 校長の責務の項で示したように、「学校の部活動に係る活動方針及び年間計画等」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日及び活動時間等の設定に関する考え方を公表すること。

カ 具体的な各部活動の休養日及び活動時間等については、各部活動顧問が早めに生徒や保護者に周知すること。

キ 週末等に開催されている大会参加等については、生徒の教育上の意義や、生徒、部活動顧問及び外部指導者の負担が過度としないことを考慮して、校長は参加する大会等を精査するよう部活動顧問に周知すること。なお、筑紫地区中学校体育連盟及びその専門部に対して、大会開催までの予選大会及びシード権設定等に伴う試合等の見直しについて、早急な検討作業を行うことを要望すること。

4 部活動の活性化を図る方策

部活動指導に関わっては、1の部活動指導の方針設定の趣旨について述べているように、運動面や文化面に興味と関心をもつ生徒の自主的、自発的な参加により学校教育の一環として行われるものである。そのため、学校としての部活動の方針の策定等による教職員の共通理解を図りつつ運営しているが、教職員にとって身体的・心理的負担となっている側面がある。そこで、次のような会議や研修を計画的に実施することが求められる。

(1) 各種会議の開催と研修会への参加

① 職員会議

校長、部活動顧問及び外部指導者等は、年度初めの職員会議等において、部活動の運

営や指導の目標、方針及び計画、体罰禁止等について学校全体で共有すべき内容について確認すること。また、練習場所や練習終了時刻など、全ての部が共通して遵守すべき項目や各部活動の独自の活動内容等、部活動の運営について確認すること。

② 保護者会議

部活動顧問及び外部指導者は、部活動の現状や課題等について、保護者との共通理解を図る場として設定すること。また学校は、大会で入賞したり、地域で活動したりしている部や個人の広報に努めること。その際、個人情報取り扱いについては、保護者の承諾を得ること。

③ 指導力向上の研修

部活動顧問及び外部指導者は、県や学校体育団体、文化団体等が主催する指導者研修会等に積極的に参加し、最新の研究成果等を学ぶとともに、科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地やコーチング及びマネジメント法等を踏まえた指導に努めること。なお、外部指導者は、県教育委員会や市教育委員会が実施する研修に参加すること。

(2) 開かれた部活動

① 外部指導者の活用

校長及び部活動顧問は、市教育委員会と連携し、外部指導者を活用するとともに、顧問会議等に参加させることで、学校教育目標や部活動の方針等について共通理解を図ること。なお、外部指導者任せの指導にならないように、日常的な連携を図り、必要に応じて部活動顧問が外部指導者に適切な指示を行うこと。

② 体験入部期間等の設定

校長、部活動顧問及び外部指導者は、生徒が個に適した部活動を選定することができるよう、一定の体験入部期間等を設定することが望ましい。

③ 部活動参観日等の設定

校長、部活動顧問及び外部指導者は、保護者や地域住民等が、学校の部活動についての理解を深めることができるよう、部活動参観日等を設定するよう努めること。

④ 生徒の大会参加への配慮

学校の実態によっては、生徒の希望に沿った部活動設置ができない面もあるため、従前同様、中学校体育連盟大会競技種目によっては、校務に支障がない場合に限り、教職員による生徒の引率及び大会参加指導者として配慮する。また、生徒が様々な活動に積極的に参加できるよう配慮するが、土日祝日の登校日にクラブチームや社会体育等の大会が重なった場合については、以下の取扱いとする。

ア 中学校体育連盟主催の大会

イ 日本スポーツ協会加盟組織（都道府県体育協会・中央競技団体・関係スポーツ団体）の競技団体会長名からの派遣要請がある大会

ウ 中学校文化連盟が認めるコンクールや大会等

エ その他

ア、イ、ウについては出席扱い、エについては事故欠扱い。

なお、大会等参加による「事故欠」については、高等学校等の進学に係る「調査書」及び中学校保管「生徒指導要録」にその理由や大会記録等を明記するよう配慮する。

5 部活動運営に係る配慮事項

(1) 筑紫区内の部活動実施状況

筑紫区における生徒の部活動入部率は、各中学校とも80%を超えるとともに、複数部活動顧問の配置や熱心な指導、外部指導者等の活用などで上位大会等において好成績を収めている。これは、教師の平日の勤務時間外での指導や休日等を返上しての献身的な指導によるところが大きい。また、大会等での生徒指導上の問題もほとんど指摘されること無く、マナーのよさなども高く評価されている。その反面、部活動指導者への昼食提供、対外試合等における交通手段等の問題が指摘されている。

(2) 部活動顧問の心得

<部費の取り扱い>

- ① 部費については、保護者の負担軽減を前提として、校長の承認のもと徴収する。
- ② 部活動顧問は、部費の管理を保護者に委ね、保護者代表監査委員による会計監査を受けるものとする。

<保護者等の接待>

- ① 休日等における部活動指導に対して、昼食提供は受けない。
- ② 会合等での飲食費は部活動顧問の個人負担とする。

<異校種間の練習>

- ① 夏季中体連大会以降、中学3年生に対する高校からの練習参加の勧誘に関しては、部活動顧問が主体となって関わることなく、保護者の責任と判断によるものとする。
- ② 高校の指導者からの専門的・技術的指導を受けてもよいが、高校生と一緒に活動については、保護者の了承を得て、安全面・体面に十分配慮するものとする。

<部活動指導の適正化>

- ① 県外へ出向いての練習や宿泊を伴う練習試合は、基本的に自粛することが望ましい。なお、中体連大会等については、この限りでない。
- ② 土日両日にわたっての練習や試合は、原則行わない。ただし、中体連大会等については、この限りでない。
- ③ 部活動終了後、社会体育と連動したり、社会体育と称して練習時間を確保したりするなど、過度な練習時間の設定をしない。

<サービス及び道義的行為>

- ① 大会試合に係る出張命令簿の記載については、実態にそぐわない記述はしない。
- ② 対外試合等での生徒引率を保護者に委ね、直接現地(会場等)に出向くことはしない。基本的に顧問は集合場所(自校)に出向き、保護者への挨拶や試合道具等を自車に搭載するなどして現地(会場等)へ出向く。

<安全指導注意義務>

- ① 自転車活用については、県条例により自転車保険への加入を前提とする。また、必ず移動ルートの設定やヘルメット着用等の事前の安全指導を怠らない(会場校に限らず最寄りの駅までの活用を含む)。
- ② 保護者の自家用車等による送迎を依頼する場合は、同乗者を対象とした損害保険有無の確認を怠らない(損害保険の加入等については確実に確認をする)。

なお、保護者の自家用車等による送迎の際の交通事故等による損害賠償については、個人の損害保険によるものとし、学校は責任を負わないものとする。

- ③ 近隣校との合同練習や練習試合に臨むに当たっては、自転車利用による事故等も想定されるため、徒歩等による参加も考慮する。

<部活動等に係る傷害補償>

- ① 活動等で、部員が被害者の場合は日本体育スポーツ振興センターでの対応とする。
② 活動等で、部員が加害者の場合は任意による傷害総合保険等での対応とする。

<部活動等に係る事前の説明・対応>

- ① 部活動入部に関する留意事項を校長名を記して配付するとともに、心得等を記した入部届け（生徒氏名、保護者氏名印）を提出させる。

【部活動入部に関する留意事項】

- | | |
|------------------|------------------|
| ○部活動の意義や目的 | ○部活動顧問の勤務時間 |
| ○部活動におけるケガ等への対応、 | ○部活動における問題行動への対応 |
| ○保護者会の開催 | ○保護者の応援マナー 等 |

- ② 部活動入部に関する留意事項に併せて、日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付制度」関連資料の一部も配付し、保護者会で再度説明する。

(3) 部活動指導での行為

<規律の維持 円滑な活動の必要性 本人の教育 指導上の必要性 等>

- ① 教育上必要と認められる必要かつ合理的と考えられる例
- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させ見学させる行為
 - ・練習に対して、特に理由なく遅刻を繰り返す生徒及び計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出場させず他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させる行為

<学校教育法逸脱 判例該当 社会通念逸脱 等>

- ② 指導上許されない行為（例）
- ・殴る、蹴る等の行為
 - ・社会通念、健康管理、安全確保の点から認めがたい或いは限度を越えた肉体的、精神的負荷を課す行為
 - ・パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等の行為
 - ・セクシャルハラスメントと判断される発言や行為
 - ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等の侮辱や否定）な発言や行為
 - ・特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える行為